

令和8年3月26日

令和8年第1回貝塚市議会定例会会議事項

NO. 2

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議案	22	市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3
〃	23	令和8年度貝塚市一般会計補正予算（第1号）の件	4
〃	24	貝塚市固定資産評価員の選任について同意を求める件	7

議案第 22 号

市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 3 月 26 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

貝塚市条例第 号

市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例（平成 4 年貝塚市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 項に次のただし書を加える。

ただし、令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 2 月 10 日までの間における手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

附則第 10 項の表中

平成 24 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間	960,000 円	816,000 円	を
	830,000 円	705,500 円	
	740,000 円	629,000 円	

平成 24 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間	960,000 円	816,000 円	に
	830,000 円	705,500 円	
	740,000 円	629,000 円	
令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 2 月 10 日までの間	915,000 円	732,000 円	

改める。

附則第 17 項を附則第 18 項とし、附則第 16 項を附則第 17 項とし、附則第 15 項を附則第 16 項とし、附則第 14 項の次に次の 1 項を加える。

15 令和 8 年 2 月 11 日において市長の職にあった者の同日を含む任期に係る退職手当は、第 8 条の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

令和 8 年度貝塚市一般会計補正予算（第 1 号）の件

令和 8 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 7, 8 0 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2, 3 5 7, 8 3 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 26 日提出

貝塚市長 牛尾 治 朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		8,610,359	81,725	8,692,084
	1. 国庫負担金	7,384,725	68,567	7,453,292
	2. 国庫補助金	1,199,406	13,158	1,212,564
15. 府支出金		3,538,404	1,500	3,539,904
	2. 府補助金	845,875	1,500	847,375
18. 繰入金		3,024,074	24,581	3,048,655
	2. 基金繰入金	2,990,362	24,581	3,014,943
歳入合計		42,250,024	107,806	42,357,830

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		20,399,997	107,806	20,507,803
	1. 社会福祉費	8,223,402	9,708	8,233,110
	2. 児童福祉費	8,617,336	6,675	8,624,011
	3. 生活保護費	3,559,259	91,423	3,650,682
歳 出	合 計	42,250,024	107,806	42,357,830

議案第 24 号

貝塚市固定資産評価員の選任について同意を求める件

次の者を貝塚市固定資産評価員に選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

記

住 所	大阪府貝塚市久保
氏 名	茶 谷 幸 典
生年月日	